

◎該当する項目がない場合の抹消方法
 横線でも斜線でも構いません。
 抹消する検査項目が連続する場合は、まとめて斜線で消しても構いません。
 取消線は「番号」欄から「担当検査者番号」欄まで引いて下さい。

別記第二号 (A4)

油圧式エレベーター 検査結果表
 (第1第1項第2号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
1 機械室(機械室を有しないエレベーターにあっては、共通)						
(1)	機械室への通路及び出入口の戸		—			
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等		—			
(3)	救出装置		—			
(4)	制御器	開閉器及び遮断器		—		
(5)		接触器、継電器及び運転制御用基板		—		
(6)		ヒューズ		—		
(7)		絶縁 電動機の回路 (300V以下・300V超)	MΩ		—	
		制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ		—	
	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ		—		
	制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ		—		
(8)	接地		—			
(9)	空転防止装置		—			
(10)	階床選択機		—			
(11)	電動機及びポンプ		—			
(12)	圧力計		—			
(13)	油圧パワーユニット	安全弁	常用圧力銘板値 (MPa)	常用圧力の	%	—
			作動圧力測定値 (MPa)		%	
		逆止弁			—	
		流量制御弁			—	
(14)	油タンク及び圧力配管		—			
(15)	作動油温度抑制装置		—			
(16)	ストップバルブ		—			
(17)	高圧ゴムホース		—			
(18)	駆動装置等の耐震対策		—			
2 共通						
(1)	圧力配管		—			
(2)	調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min			—
		キャッチ作動速度 (定格速度の %)	m/min			
(3)	主索又は鎖	径 最も摩耗した主索の番号 ()	mm	未摩耗直径 ()	mm	%
		素線切れ 最も摩耗した主索の番号 ()	番号を記入	1よりピッチ内の素線切れ数	本	
		該当する素線切れ判定基準 (1 - ハ)		1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数	本	
		素線切れが生じた部分の断面積の割合	70%超・70%以下			
	主索本数 ()	本				
	要重点点検の主索の番号 ()			要是正の主索の番号 ()		
	鎖 摩耗 最も摩耗した鎖の番号 ()			伸び	%	
	鎖本数 ()	本				
	要重点点検の鎖の番号 ()			要是正の鎖の番号 ()		

建築物等の名称: _____ 号機 _____ 登録番号 _____

建築物等の名称、号機、協議会番号を全ページの下段に記入して下さい。

測定は最も摩耗が進んだ部分の4~10リンク程度の鎖長さを測定して下さい。
 基準長さとは「伝動用ローラーチェーン及びブシュチェーンの規格 (JIS B1810)」のピッチ (基準値) に測定時のリンク数を掛けた値を指します。
 基準長さに対する伸び率が1.5%以上は「要是正」と判定して下さい。

該当しない項目を横取消線で抹消して下さい。

「要重点点検の主索 (鎖) の番号」欄及び「要是正の主索 (鎖) の番号」欄は、それぞれ該当するすべての主索 (鎖) 番号を記入してください。

本結果表と合わせ、
 ①主索において最も摩損した主索として掲げたものの写真
 ②ブレーキパッドの状況に関する写真を「別添1様式」にて添付して下さい。
 又、主索及びブレーキパッド以外で、要是正又は要重点点検と判定した検査事項 (既存不適格を除く) がある場合は、当該部分の写真を「別添2様式」にて添付して下さい。

検査者を特定できる番号、或いは記号 (1、2、又は A、B等) を記入して下さい。検査者が1名の場合は記入は不要です。

既存不適格は「—」線が引かれていない項目のみ判定の対象です。

要重点点検の判定は、「—」線が引かれていない項目のみ判定して下さい。

該当しない回路及び電圧区分を取消線で抹消して下さい。

階床選択機とは、制御盤以外に独立して設置されている機器をいいます。

作動圧力が常用圧力の150%以上の場合は「要是正」と判定して下さい。

定格速度が上昇と下降で異なる場合は下降時の定格速度との比較で判定して下さい。
 定格速度45m/min以下は(—)と記入して下さい。作動速度は過速スイッチが63m/min以下、キャッチが68m/min以下です。
 定格速度45m/min超の場合は、過速スイッチが130%以下、キャッチが140%以下です。

公称径でなく、摩耗していない部分 (綱車にかからない部分) の直径を測定し記入して下さい。

平均破断している主索と集中破断している主索がある場合は、個々の主索の状態にもよりますが、一般的には平均破断に比べ集中破断のほうがストランド切れが発生することが高いと考えられますので、集中破断の主索の番号を記入して下さい。

最も破断が多い主索の、1ピッチ内の破断総数を記入して下さい。

1ピッチ内で最も破断が多い1構成よりの破断数を記入して下さい。

70%以下の判定は、JIS A4302の素線の磨耗長さ (ℓ寸法) で判定して下さい。

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
(4)	主索又は鎖の張り		—	—	—	
(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部		—	—	—	
(6)	主索又は鎖の緩み検出装置		—	—	—	
(7)	はかり装置		—	—	—	
(8)	ブランジャー		—	—	—	
(9)	ブランジャーストッパー		—	—	—	
(10)	シリンダー		—	—	—	
(11)	防火区画貫通部		—	—	—	
(12)	速度 定格速度(上昇) (m/min) 定格速度(下降) (m/min)	報告書二面と同じ	上昇 m/min 下降 m/min	—	—	
(13)	戸開走行保護装置		—	—	—	
(14)	地震時等管制運転装置		—	—	—	
(15)	降下防止装置		—	—	—	
(16)	換気設備等		—	—	—	
(17)	制御盤扉		—	—	—	
3 かご室						
(1)	かごの壁又は開い、天井及び床		—	—	—	
(2)	かごの戸及び敷居		—	—	—	
(3)	かごの戸のスイッチ		—	—	—	
(4)	戸開き状態において作動する予圧装置		—	—	—	
(5)	床合わせ補正装置及び着床装置 (戸開き状態において作動する再床合わせ装置 有・無)		—	—	—	
(6)	ドアゾーン行き過ぎ制限装置		—	—	—	
(7)	車止め、光電装置等		—	—	—	
(8)	かご操作盤及び表示器		—	—	—	
(9)	外部への連絡装置		—	—	—	
(10)	かご内の停止スイッチ		—	—	—	
(11)	用途、積載量及び最大定員の標識		—	—	—	
(12)	かごの照明装置		—	—	—	
(13)	停電灯装置		—	—	—	
(14)	かごの床先		—	—	—	
4 かご上						
(1)	かご上の停止スイッチ		—	—	—	
(2)	頂部安全距離確保スイッチ		—	—	—	
(3)	上部リミット(強制停止)スイッチ		—	—	—	
(4)	ブランジャーリミットスイッチ		—	—	—	
(5)	ブランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間		mm	—	—	
(6)	頂部綱車		—	—	—	
(7)	ブランジャー頂部綱車及び鎖車		—	—	—	
(8)	ブランジャーのガイドシュー等		—	—	—	
(9)	調速機ロープ		—	—	—	
(10)	かごの非常救出口		—	—	—	
(11)	かごのガイドシュー等		—	—	—	
(12)	ガイドレール及びレールブラケット		—	—	—	
(13)	施錠装置		—	—	—	
(14)	昇降路における壁又は開い		—	—	—	
(15)	乗り場の戸及び敷居		—	—	—	
(16)	昇降路内の耐震対策		—	—	—	

表示灯の寿命による球切れは判定基準の「表示しないこと」には含まれません。

外部連絡装置は確認申請時に設置された外部への連絡装置の状態を確認する必要があるが、警備会社や保守会社の集中管理センターへの自動通報装置が設置されており、警報発報や通話が正常であることが確認できた場合は、指摘なしとしてかまいません。(停電状態でも確認要します。)

かごの床面で、乗用(人荷用含む)寝台用は50ルクス、また常用、寝台用以外のエレベーターにあっては25ルクス以上であることを確認します。
検査方法として、かごの戸を閉めたかご内の操作盤付近の床面で新聞が読めるほどの照度がある場合は、目視確認でも構いません。それ以外は照度計で測定して下さい。

$H = 2.5cm + \frac{V^2}{706}$ 以上であること
H: かごの頂部すき間(cm)
V: かごの上昇定格速度(m/min)
間接式エレベーターに限りです。

従来のインターロック機構であるが、ロック(7mm)のかかり代に注意して下さい。

建築物等の名称: _____ 号機 _____ 登録番号 _____

建築物等の名称、号機、協議会番号を全ページの下端に記入して下さい。

地震時等管制運転装置(概要) 基準書P203~205参照
1.装置が不要となるエレベーター
*昇降行程が7m以下のエレベーター(乗用、人荷用、寝台用)
*荷物用エレベーター及び自動車用エレベーター(共に人がのらないもの)
*段差解消機、いす式階段昇降機
2.地震時等管制運転装置の内容(概要)
P波及びS波管制運転、かご内へ運転情報の表示、予備電源の設置
3.地震時等管制運転装置が既存不適格になる条件(概要)
①鉛直方向又は水平方向に生じる0.1m/s × s(10gal)以上3.0m/s × s(300gal)以下の過速度を検知できない。
②かごを自動的に乗場戸のある位置に停止させ、かつ、かごの戸を開き、又はかご内から開くことができる。→これらの機能が無い。
③自家発電設備又は地震時自動着床装置を有していない。

間接式の場合の頂部すき間の基準値(例) (昇降機の検査標準JISA4302:2006)	
上昇定格速度(m/min)	頂部すき間(cm)
30	約3.8以上
45	約5.4以上
60	約7.6以上

戸開走行保護装置とは電動機や逆止弁などの異常を検出し戸開走行を防止する装置を示します。
検査方法、報告書の記入、添付書類については業務基準書のP202・203を参照願います。

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
(17)	移動ケーブル及び取付部		—		—	
(18)	かごの戸の開閉機構		—		—	
(19)	かごの枠		—		—	
5 乗り場						
(1)	押しボタン等及び表示器		—		—	
(2)	非常解錠装置		—		—	
(3)	乗り場の戸の遮煙構造		—		—	
(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造		—		—	
(5)	屋上の昇降路の開口部の戸		—		—	
(6)	屋上の柵及び警報装置		—		—	
(7)	制御盤扉		—		—	
6 ビット						
(1)	保守用停止スイッチ	駆動装置を昇降路の底部に設ける物が対象			—	
(2)	底部安全距離確保スイッチ	駆動装置を昇降路の底部に設ける物が対象			—	
(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ		—		—	
(4)	緩衝器及び緩衝材		—		—	
(5)	張り車		—		—	
(6)	ビット床		—		—	
(7)	かご非常止め装置 形式：早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式				—	
(8)	かご下綱車		—		—	
(9)	シリンダー下の綱車		—		—	
(10)	移動ケーブル及び取付部		—		—	
(11)	ビット内の耐震対策		—		—	
(12)	かごの枠		—		—	
7 上記以外の検査項目						
特記事項						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月	

自動車用エレベーターには無い場合があります。

表示灯の寿命による球切れは判定基準の「表示しないこと」には含まれません。

既存不適格の判断が困難なため、特殊建築物検査等の指摘で既存不適格であることが明らかである場合を除き、判定は不要です。ただし乗場の戸に遮煙構造が施されている場合は判定を行って下さい。
(判定しない場合は横線で抹消して下さい)

ヘリポート用エレベーターに限ります。

該当しない形式を取消線で抹消して下さい。

「検査項目」「検査事項」は、告示第283号の別表の(イ)検査項目(ろ)検査事項を記入して下さい。

「特記事項」欄は、検査の結果、要是正、既存不適格又は要重点点検の指摘があった場合は全て記入して下さい。その他、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合にも、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入して下さい。
「指摘の具体的内容等」欄、「改善策の具体的内容等」欄には、その要点を30文字程度で明瞭簡潔に記入して下さい。
改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入して下さい。

建築物等の名称： _____ 号機 _____ 登録番号 _____

建築物等の名称、号機、協議会番号を全ページの下段に記入して下さい。